

第6回大牟田市まちづくり基本条例 市民検討会摘録

開催日時：平成26年6月27日（金）午後6時30分から午後9時

開催場所：市役所北別館第1会議室

出席状況：市民検討会委員12人、職員9人、ファシリテーター2名、事務局4人

傍聴者：1名

1 開会

2 前回市民検討会の振り返り等

①市民と行政の役割について

条例に盛り込む内容案（事務局作成）に対し市民検討会で出された意見を紹介し、検討会で出された意見を反映させて、条例原案から条例素案へと整理して行くことについて説明した。

②情報共有のための課題解決について

前回実施した情報共有のワークショップで出された意見を紹介し、市民、行政の役割と同様に、事務局で作成した条例に盛り込む要素の確認を行うことについて説明をした。

3 班分け ワークショップを行うため4班に班分け

4 情報共有に関する意見集約について

情報共有に関し、前回の市民検討会における課題解決策を基に事務局で作成した条例に盛り込む要素（別紙）について、各班で確認を行い意見を出し合った。

（1）情報の共有・提供について

- ・市民の協力、努力についても記載した方が良い。
- ・情報の共有化に努めるとはこういった意味か。わかりやすい表現に変えたほうが良い。

（2）情報の共有に伴う個人情報の保護について

- ・個人情報保護条例があるのにこの条例に明記する必要があるのか。
- ・（個人情報の保護は別の条例で担保されているが）この条例に明記することで必ず意識するので、条文に入れたほうが良い。
- ・個人情報の保護に努めることと情報共有の整合性は？支障が生じる場合があるのではないか。

（3）情報共有化を推進するための説明責任について

- ・市は、・・・説明するように努めなければならない。⇒市は・・・

説明責任を有する。で良いのではないか？

- ・説明の前に立案、評価で市民意見を聞くべきではないか。
- ・市民意見の把握とそれに対する対応を具体的にどのようにするのか。

(4) 全体に関するもの

- ・「努める」の表現が具体的でなく分かり難い。
- ・全体的に表現が分かりにくい。
- ・市民としての取り組み要素をもう少し入れたほうが良い。

(5) その他

①機構、組織に関すること

- ・市は総合的な窓口（ワンストップ）を持つということを条文に入れたほうが良いのではないか。

②定義に関すること

- ・市民活動団体の定義がわからない。
- ・学生には市外の人もあるため、市民に包含させないほうが良い。
- ・市民、市民活動団体、事業者イコール市民等か？
- ・市民ばかりではなく、市民団体や事業者に対しても情報保護に努めなければならないのではないか。
- ・市民に限らず市内で常時活動する人も含む条文が必要ではないか。

③市民参加に関すること

- ・市は説明する前に立案、評価で市民の意見を聞くべき。

④前文、目的に関すること

- ・この条例で大牟田市は何を目指すのか

⑤その他

市が保有する情報は市民が求める情報ではいけないのか？

情報共有は手段であり目的が大事。

5 市民参加に関するワークショップ

市民参加の手法について理解を深めるとともに、市民参加が有用な事業について検討を行った。

6 伊佐会長総括

・情報共有に関して、参加者から市民自身がこういった態度を取っていくかが大事なのではという意見が出された。非常に重要なことで自治の原則でもある。こういったことを踏まえたうえで条例を作っていくと良い条例ができあがると思う。

・また、条例の章立てについて説明があったが、他市の章立てとは異なる部分もあり、大牟田市オリジナルのものになる可能性がある。ここで一つ大切になってくることは、こういった提供された情報をさらに一歩進めて、自分

たちで他市の条例の情報を集めもらい比較検討してもらいたいということ。
そうすることによって、自分たちで条例を作っている実感も湧いてくると思う。

7 事務局連絡

- ・ 次回市民検討会について

開催日時：平成26年7月31日（木）18時30分から

開催場所：市役所北別館第1会議室